2022 年度 日本陸上競技連盟競技規則 修改正案

競技運営委員会

(**太字**:修改正、追加、挿入 修改正前:削除 <u>修改正前&修改正</u>:移動)

条文番号	修改正前	修改正
CR6.1.2		
	また競技者が滞在している場所での TR6.2 の要件 を満たし遵守した医療関係サービスを確実に提供 する。	また競技者が滞在している場所での TR6.1 の要件 を満たし遵守した医療関係サービスを確実に提供 する。
CR8	 [国内] 1. 本連盟が主催する競技会には原則として JTO s (Japan Technical Officials)をおく。 JTO s は・・・任務を行う。 2. JTO はその種目の審判長に必要な・・・ 3. 問題が起こった時や・・・ 	 [国内〕 1. 本連盟が主催する競技会には原則として JTO s (Japan Technical Officials)をおく。 JTO s は・・・任務を行う。 2. JTOs は、本連盟が承認した基準により選考試験を行い、理事会が認定する。 3. JTO はその種目の審判長に必要な・・・・(以下番号繰り下げ)
CR8	[国内]5.フィールド競技終了時には JTO も記録用紙にも 署名しなければならない	〔国内〕 6. JTO は関係書類に 署名しなければならない
CR9	 [国内] 1. JRWJs(Japan Race Walking Judges)は、本連盟が承認した基準により、競技運営委員会が認定する。 2. 本連盟が主催、共催、後援する競技会では、競歩審判員は JRWJs もしくは本連盟が任命した競歩審判員でなくてはならない。 3. TR54.4.1 [国内] i, ii 及び・・・ 	 「国内〕 1. 本連盟が主催、共催、後援する競技会では、競歩審判員は JRWJs (Japan Race Walking Judges) もしくは本連盟が任命した競歩審判員でなくてはならない。 2. JRWJs は、本連盟が承認した基準により選考試験を行い、理事会が認定する。 3. TR54.4.1 [国内] i, ii 及び・・・
CR13	[国内]3. 審判長、競歩審判員主任、スターター、マーシャル、医師は、明確な方法で区別する。	[国内]3. 審判長、各主任、マーシャルおよび医師は明確な方法で区別する。
CR13	競技役員 トラック競技審判長 1人以上 フィールド競技審判長 1人以上 スタート審判長 1人以上	競技役員 トラック競技審判長 (競走・競歩) 1 人以上 フィールド競技審判長 1 人以上 スタート審判長 1 人以上
CR18.3	・・・。 トラック競技審判長はもしスタートチーム (スター ター、リコーラーと出発係) のスタート関連の判定 に同意できなければ、・・・権限を持つ。	・・・。スタート審判長(スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長)は、もしスタートチームのスタート関連の判定に同意できなければ、・・・権限を持つ。
CR18.5	審判長は競技者にあるまじき行為・・・、TR6、16.5、17.14、17.15.4、25.5、25.19、54.7.4、54.10.8、55.8.8に違反があった競技者や・・・知らせる。	審判長は競技者にあるまじき行為・・・、TR6、16.5、 17.14、17.15.4、25.5、25.19、 54.7.6 、54.10.8、 55.8.8 に違反があった競技者や・・・知らせる。
CR18.6	審判長はもし新たな決定を適用できる状況にあるなら、明らかな証拠に基づいて、先に出した決定(最初になされたものでも、抗議を検討してなされたものでも)を再考してもよい。通常そのような再考は当該種目の表彰式が実施される前、あるいはジュリーの裁定が下される前までになされる。	もし、審判長が新たな裁定ができる状況にあるなら、入手可能な証拠に基づいて、先に出された裁定結果(最初になされたものでも、抗議を検討してなされたものでも)を再考することができる。通常こうした再考は、当該種目の表彰式が実施される前、あるいはジュリーの裁定が下される前までに行われる。
CR19.1	審判員主任はそれぞれの種目の審判の仕事を調整 する。それが事前になされていなければ、任務を割 り当てなければならない。	審判員主任はそれぞれの種目の審判の任務を調整 する。各審判員の任務が事前に割り当てられてい なければ、審判員主任は各審判員に任務を割り当 てなければならない。
CR19.4	・・・。 当該審判員は、有効試技は白旗、無効試技は赤旗を 挙げて示す。	・・・。 当該審判員は、 通常、 有効試技は白旗、無効試技は 赤旗を挙げて示す。旗以外の視覚的な表示物を使用 することも認められる。

CR22.7 グ・リーシ CR25.4	この規則と CR18.3 の両方を解釈するには、TR16 を 考慮する必要がある。これは、スタートが公平であ るかどうかを判断できるスターターとスタート審 判長の両方に有効である。一方、リコーラーにはそ のような権限はなく、リコーラーはスタートを呼び 戻すことはできても、・・・求められる。 スタートリストおよび結果には以下の略号を用いる。・・・を明記する。 略号表	この規則と TR16 の両方を解釈するには、CR18.3 を 考慮する必要がある。スタートが公平であるかどう かの判断は、事実上、スターターとスタート審判長 の両方が責任を負っているからである。一方、リコーラーにはそのような権限はなく、リコーラーは競技者を呼び戻すことはできても、・・・求められる。 スタートリストおよび結果には以下の略号を用いる。・・・明記する。 略号表 レッドカードによる失格 RC レーン侵害 (TR17.4.3、TR17.4.4) L [国内] 記録用紙は本連盟指定の項目が網羅されたものを 使用する。
ケ゛リーン	2015 年から CR25.2~25.4 は・・・ CR6 の WA 解釈も参照のこと。	2015 年から CR25.2~25.4 は・・・ CR6 の WA 解釈も参照のこと。 以下の行為を行った競技者は、DNS とする。 a. 当該競技者の名前がスタートリストに記載されているにもかかわらず、当該競技に関してコール・ルーム (招集所) に何の連絡もない。 b. コール・ルーム (招集所) でチェックを受けていながら、フィールド競技では一回も試技をしない、競走競技や競歩競技でスタートの位置につかない。 c. 混成競技で TR39. 10 の適用。
CR28	計測員(科学) 〔国内〕 1. 計測装置の動作確認には、・・・使用する。 2. 競技中に計測機器が・・・用意しておく。	科学計測員 (当該条文の他、関係個所全て) (国内)1. 計測装置の動作確認には、・・・使用する。2. 競技中に計測機器が・・・用意しておく。 3. 関係技術者がいない場合は、科学計測員が機器の設置を行い、正しい位置に設置され、正しく作動することを審判長が確認する。
CR38	38.1 アナウンサーは観衆に対して各種目の参加競技者の氏名、(必要に応じて)ナンバー、組、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および途中時間などの情報を知らせなくてはならない。各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表する。[参照 CR25] 38.2 アナウンスにあたってはトラック競技のスタート、フィールド競技の試技に悪影響を及ぼさないよう留意する。 38.3 トラック競技においては審判長や関係審判員と連携して、結果(順位、時間)および途中時間などを連やかにアナウンスする。	アナウンサーは観衆に対して各種目の 出場者 の氏名、(必要に応じて) ナンバー、組、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および 競技の途中経過 などの情報を 知らせる。 各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表する。〔参照 CR25〕
CR31.14.4	TR17.3 に違反したり、混成競技の個々の種目において TR39.8.3 で認められている不正スタート(1回目の不正スタートの後の2回目以降のスタート)での記録は、世界記録としては公認されない。	TR17.4.3 と TR17.4.4 が適用される場合で当該種目での1回目の違反でない限り、TR17.3 に違反したら、その記録は認められない。混成競技の個々の種目においてTR39.8.3 で認められている不正スタート(1回目の不正スタートの後の2回目以降のスタート)での記録は、世界記録としては公認されない。
TR31.14 グ゛リーン	TR31.14.4を単独で適用する場合は、TR17.4 に基づく適用外要件は適用されない(レースでは失格とはならないが、世界記録としては認められない)ことを明確化する。	TR17.4 の改正は、競技者またはリレー・チームが 記録を達成した際、そのレースで競技者(またはリ レーの各走者)が TR17.4.3 と TR17.4.4 に定めら れている規則に1回だけ違反した場合、あるいは 当該種目の複数行われるラウンドの中で最初の違 反であった場合には、その記録を認めるというも

		のである。競技者またはリレー・チームが記録を達成したとしても、違反が同一ラウンドで複数回あった場合や、同じ種目の前のラウンドで規則違反があり再び違反した場合には失格となり、記録は認められない。
CR32	男子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 競歩(トラック) 20,000m 30,000m 50,000m 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時: 道路競技 5km 10km ハーフマラリン マラリン 100km ロート・リレー (マラリンの距離) 競歩(道路) 20km 50km 女子 写真判定あるいは手動計時: 競歩(トラック) 10,000m 20,000m 50,000m* 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時: 道路競技 5km 10km ハーフマラリン マラリン 100km ロート・リレー (マラリンの距離) 競歩(道路) 20km 50km	男子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 競歩(トラック) 20,000m 30,000m° 35,000m°, 50,000m 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時: 道路競技 5km 10km ハーフマラリン マラリン 50km# 100km ロート・リレー (マラリン距離) 競歩(道路) 20 km 35km° 50 km 女子 写真判定あるいは手動計時: 競歩(トラック) 10,000m 20,000m 35,000m° 50,000m* 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時: 道路競技 5km 10km ハーフマラリン マラリン 50km# 100km ロート・リレー (マラリン距離) 競歩(道路) 20 km 35km° 50 km
	* 記録の初回認定は 2019 年 1 月 1 日以降とし、 4.20:00 以内の記録を対象とする。 ** 記録の初回認定は 2018 年 1 月 1 日以降とする。	* 記録の初回認定は 2019 年 1 月 1 日以降とし、 4.20:00 以内の記録を対象とする。 • 記録の初回認定は 2023 年 1 月 1 日とし、男子は 2 時間 22 分 00 秒以内、女子は 2 時間 38 分 00 秒以内の記録を対象とする。 男子の 30,000mの記録は、35,000mの初回認定記録が掲載された段階で削除する。 # 記録の初回認定は 2022 年 1 月 1 日とし、CR31に適合した記録とする。男子は 2 時間 43 分 38 秒以内、女子〔単独レース〕は 3 時間 07 分 20 秒以内、女子〔男女混合レース〕は 2 時間 59 分 54 秒以内の記録を対象とする。
CR37.2	前項の確認とともに加盟団体は、本連盟所定のそれ ぞれの新記録申請書に次項の必要事項を記載し、そ れを30日以内に本連盟に送付する。	前項の確認とともに加盟団体は、本連盟所定の新記録申請書に次項の必要事項を記載し、できるだけ速やかに本連盟に送付する(競技会終了後、一週間をめどとする)。
CR37.4.7	外国における競技会で、日本記録がつくられた時は、新記録申請書とそれを確認できる記録証明書及び必要資料を30日以内に提出する。	外国における競技会で、日本記録がつくられた時は、新記録申請書とそれを確認できる記録証明書及び必要資料をできるだけ速やかに提出する(競技会終了後、一週間をめどとする)。
CR37.8	加盟団体は、主催、共催あるいは所管した競技会の成績表(予選・準決勝・決勝記録表、走幅跳・三段跳記録表、混成競技記録表等)各1部を競技会終了後30日以内に本連盟に送付しなければならない。成績表に報告された以外の記録は、いかなる場合も公認記録の対象とはならない。	加盟団体は、主催、共催あるいは所管した競技会の成績表(トラック種目とリレー種目の予選・準決勝・決勝記録表、各フィールド種目の記録表、混成競技記録表等)各1部を、できるだけ速やかに本連盟に送付しなければならない(競技会終了後、一週間程度をめどとする)。 成績表に報告された以外の記録は、いかなる場合も公認記録の対象とはならない。
CR37.10	男子競走・混成競技・競歩種目写真判定あるいは手動計時:競歩(トラック) 5,000m 10,000m 20,000m30,000m 50,000m写真判定・手動計時・トランスポンダー計時:道路競走 5 km 10 km 15 km 10 マイル20 km ハーフマラリン 25 km 30 kmマラリン 100 km	男子 競走・混成競技・競歩種目 写真判定あるいは手動計時: 競歩(トラック) 5,000m 10,000m 20,000m 30,000m 35,000m 50,000m 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時: 道路競走 5 km 10 km 15 km 10 マイル 20 km ハーフマラソン 25 km 30 km マラソン 50km 100 km

ロート・リレー(マラソンの距離のみ)

競歩(道路) 10 km 15 km 20 km 30 km 50 km

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定あるいは手動計時:

競歩(トラック) 5,000m 10,000m 20,000m 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時:

道路競走 5 km 10 km 15 km 20 km

ハーフマラソン 25 km 30 km マラソン 100 km

ロート゛リレー(マラソンの距離のみ)

競歩(道路) 5 km 10 km 15 km 20 km 50 km

ロードリレー(マラソンの距離のみ)

競歩(道路) 10 km 15 km 20 km 30 km **35 km** 50 km

女 子

競走・混成競技・競歩種目

写真判定あるいは手動計時:

競歩(トラック) 5,000m 10,000m 20,000m **35,000m**

写真判定・手動計時・トランスポンダー計時:

道路競走 $5\,\mathrm{km}$ $10\,\mathrm{km}$ $15\,\mathrm{km}$ $20\,\mathrm{km}$

ハーフマラソン 25 km 30 km

マラソン **50km** 100 km

ロート・リレー(マラソンの距離のみ)

競歩 (道路) 5 km 10 km 15 km 20 km **35km** 50 km

TR5.2 競技用靴

 \sim 5.6

- 5.2 <u>競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足</u> に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時、靴を **履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかり** 踏みつけるためである。・・・。
- 5.3 競技用靴の靴底 (踵の下の靴底を含む) は・・・
- 5.4 競技用靴の靴底または踵から突出した・・・
- 5.5 <u>靴底 (踵の下の靴底を含む) には・・・</u>
- 5.6 競技者は、靴の内側、外側を問わず、・・

競技用靴

5.2 競技者が競技する時は、裸足でも競技用靴を 履いてもよい。競技者はカウンシルによって承 認された競技用靴に関する、全ての規則を遵守 しなければならない。

競技用靴に関する規程 (Athletic Shoe Regulations) 参照。

[国内] 競技用靴に関する主要規則

- ・靴底(踵の下の靴底を含む)は、11 本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。
- 11 個までの任意の数のスパイクを使用することができるが、スパイク取付位置は 11 か所を超えてはならない。
- スパイクの長さは、9 mm(屋内は 6 mm)を超えてはならない。また走高跳およびやり投の場合は、12 mmを超えてはならない。スパイクは先端近くで、少なくとも長さの半分は 4 mm四方の定規に適合するように作られていなければならない。トラック製造業者もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合や特定の形状のスパイクの使用を認めていない場合は、これを適用する。
- ・医療および安全上の理由から、競技用靴(市販されているものに限る)へのインナーソールの追加、その他の物の挿入および追加は以下の条件でのみ認められる。
- a. 中敷(インナーソール)の追加または挿入物は、取り外し可能な装具であること(靴の内側に恒久的に固定することはできない)。
- b. 追加物は、ヒールレイズまたはヒールキャップ(例:跳躍競技用靴)、ブレースまたはストラップ(例:投てき競技用靴)とする。
- ・靴底の最大の厚さ(購入時から装着されている オリジナルのインナーソールを含む)は、2024 年10月31日までは以下の通りとする。

		種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考
		フィールド種目 (除:三 段眺)	20mm	全投てき種目と高さを 競う跳躍種目および三 段跳を除く、長さを競 う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、靴 の前の部分の中心点の 靴底の厚さは、踵の中心 点の靴底の厚さを超え てはならない。
		三段號	25mm	靴の前の部分の中心点 の靴底の厚さは、踵の中 心点の靴底の厚さを超 えてはならない。
		トラック種目 (800m未満の種目、 ハードル種目を含 む)	20mm	リレーにおいては、各走 者が走る距離に応じて 適用する。
		トラック種目 (800m 以上の種目、障害物競走を含む)	25mm	リレーにおいては、各 走者が走る距離に応じ て適用する。 競技場内で行う競歩競 技の靴底の最大の厚さ は、道路競技と同じとす る。
		クロスカントリー	25mm スパイクシューズ または 40mm ノン・ スパイクシューズ	競技者はスパイクシュ ーズでもノン・スパイク シューズ (ロードシュー ズなど) を履くことがで きる。 スパイクシュー ズを履く場合、靴底の最 大の厚さは 25mm を超 えてはならない。ノン・ スパイクシューズを履 く場合、靴底の最大の厚 さは 40mm を超えては ならない。
		道路競技	40mm	
		(競走、競歩) マウンテンレースと トレイルレース	制限なし	
		TR5.3 欠番 TR5.4 欠番 TR5.5 欠番 TR5.6 欠番		
TR5.12~	5.12 WAによる更なる調査のため、・・・			
5.13 TR6.2	5.13 WA による書面での追加通知があるまで・・・ [注意] TR6.3.1 に該当する場合は、警告なしで失格とする ことができる。	〔注意〕 TR6.3.1 または しで失格とする		する場合は、警告な
TR6.3.4	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よりも有利にならないことを、合理的に疑いなく説明できる場合を除く。	何らかの機械的	補助を利用する しても、利用した	こと。ただし、そう い他の競技者より 場合を除く。
TR7.2	・・・ こうした失格により 混成競技における・・・リレー種 日を含めて 、その競技会における以後のすべての種 目から除外される。	べての種目やラ	ウンド (混成競 いる他の種目	☆における以後の す 技 の個々の種目や、 やリレーも含まれ

TR7.3

. . .

除外処分を受ける前の・・・出場が妨げられるものではない。

. . .

除外処分を受ける前の・・・出場が妨げられるもので はない。

ただし、個々の競技者の一つまたは複数の行動が 極めて悪質だと見なされる場合は、当該競技者に CR18.5 を適用し、警告を与えたり競技会から除外 したりすることができる。

TR8.4

〔国際〕トラック種目で、

- 8.4.1. 不正スタートを告げられたことに対して直ちに口頭で抗議をした場合、トラック審判長は、不正スタートであったと少しでも確信が持てないとき、その権利を留保するために自分の裁量で、抗議中として競技者が競技することを許可できる。WAが承認したスタート・インフォメーション・システムにより不正スタートの判定が下された場合、当該競技者は競技を継続することはできない。ただし、スタート・インフォメーション・システムが明らかに不正確であると審判長が判断した場合はこの限りでない。
- 8.4.2 レース後の抗議は、スターターが不正スタ ートであったにもかかわらずリコール (呼び戻 し) できなかった場合、または TR16.5 の行為 があったにもかかわらずスタートの中止がで きなかったことを理由に行われる。その抗議は そのレースを走り終えた競技者本人、またはそ の競技者の代理者からのみ行うことができる。 抗議が認められる場合、当該不正スタートまた は本来スタート中止を招くはずだった行為を 行い、TR16.5、16.7、16.8、39.8.3 の警告また は失格の対象となった競技者は、レース後であ っても警告または失格処分を受ける。警告また は失格処分の可能性のあるなしにかかわらず、 審判長は、当該種目の全部または一部の競技を 無効とする権限を有し、かかる全部または一部 の競技をやり直すことが公正であると審判長 が判断した場合は再レースを行う。

〔国際-注意〕

TR8.4.2 における抗議および上訴の権利は、 スタート・インフォメーション・システムが使 われている、いないに拘わらず適用される。

8.4.3 不正スタートとして誤って競技から除外された競技者による抗議や上訴がレースの後に認められた場合、記録を残すために走る機会が与えられる。その結果によっては、次のラウンドに進むことができる。

審判長かジュリーの何らかの決定か特別な状況(例:次ラウンドまでの時間が短すぎたり、レースの間隔が短すぎるような場合)でない限り、いかなる競技者も全ラウンドで競技をしないで次のラウンドに進むことはできない。

トラック種目で、

- 8.4.1. 【国際】 不正スタートを告げられたことに対して直ちに口頭で抗議をした場合、スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長)は、不正スタートであったと少しでも確信が持てないとき、その権利を留保するために自分の裁量で、抗議中として競技者が競技することを許可できる。WAが承認したスタート・インフォメーション・システムにより不正スタートの判定が下された場合、当該競技者は競技を継続することはできない。ただし、スタート・インフォメーション・システムが明らかに不正確であると審判長が判断した場合はこの限りでない。
- 8.4.2 スタートに関するレース後の抗議は、スタ ーターが不正スタートであったにもかかわら ずリコール (呼び戻し) できなかった場合、ま たは TR16.5 の行為があったにもかかわらず スタートの中止ができなかったことを理由に 行われる。その抗議はそのレースを走り終えた 競技者本人、またはその競技者の代理者からの み行うことができる。**抗議が認められると、**当 該不正スタートまたは本来スタート中止を招 くはずだった行為を行い、TR16.5、16.7、16.8、 39.8.3 の警告または失格の対象となった競技 者は、レース後であっても警告または失格処分 を受ける。当該不正スタートまたは本来スター ト中止を招くはずだった行為を行い警告また は失格処分の可能性のあるなしにかかわらず、 審判長は、当該種目の全部または一部の競技を 無効とする権限を有する。全部または一部の競 技をやり直すことが公正であると審判長が判 断した場合は再レースを行う。

[注意]

TR8.4.2 における抗議および上訴の権利は、 スタート・インフォメーション・システムが使 われている、いないにかかわらず適用される。

8.4.3 不正スタートとして誤って競技から除外された競技者による抗議や上訴がレースの後に認められた場合、記録を残すために走る機会が与えられる。その結果によっては、次のラウンドに進むことができる。

審判長かジュリーの何らかの決定か特別な状況(例:次ラウンドまでの時間が短すぎたり、レースの間隔が短すぎるような場合)でない限り、いかなる競技者も**それまでの**全ラウンドで競技をしないで次のラウンドに進むことはできない。

		20.25
	[国際-注意] この規則は審判長やジュリーが適用するのが ふさわしいと考えた時に適用することができ る。[参照 TR17.2] 8.4.4 レースを終了しなかった競技者またはチー ムによって、あるいはそれらに代わって関係者 から抗議がなされた場合、審判長は最初に、当	(注意) この規則は審判長やジュリーが適用するのが ふさわしいと考えた時に適用することができ る。[参照 TR17.2] 8.4.4 レースを終了しなかった競技者またはチームによって、あるいはそれらに代わって関係者から抗議がなされた場合、審判長は最初に、当該競技者またはチームがそのレースで当該抗
	該競技者またはチームがその競技会で当該抗 議以外の他の事由によって失格となっていないか確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。	議以外の他の事由によって失格となっていないか確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。
TR11.2	通常、競技場内で実施される種目の記録が、一般的な陸上競技場以外(例えば街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等)や競技場内に一時的に・・・認められる。 11.2.1 CR2 ~ 3 に規定されている統括団体(加盟団体)が認可している種目であること。	通常、競技場内で実施される種目の記録が、一般的な陸上競技場以外(例えば街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等に作られた仮設施設)や競技場内に一時的に・・・認められる。 11.2.1 CR1 に規定されている統括団体(加盟団体)が認可している種目であること。
TR11.2	[国際-注意] 競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、WA 事務局より入手可能で、WA のウェブサイトからダウンロードすることができる。	<移動> TR11.3 へ
TR11.3	<移動> TR11.2 から	施設の長さやその他の仕様が室内競技規則に準拠していない、屋内や完全または部分的に屋内となる会場で行われる競技の記録は有効であり、以下のすべての条件を満たす場合には、室内記録として扱う。 11.3.1 CR1 に規定される競技団体が競技会の開催を公認している。 11.3.2 NTO (公認審判員)が指名され、当該競技会の審判にあたっている。 11.3.3 規則に準拠した機器や用器具が使用されている。 11.3.4 (楕円形の)トラックの1周が201.2m(220ヤード)より長く、400mを超えていない。 11.3.5 規則に適合した競技エリアや競技施設で行われ、一時的に作られた仮設施設で行われ、一時的に作られた仮設施設で行われ、一時的に作られた仮設施設で行われる場合にはTR10に従って測量と計測が行われている。 [国内]その競技施設は本連盟の諸規則に合致し、公認競技会が開催しうる十分な精度のある適切な施設であることを本連盟が認定していること。 「国際一注意」競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、WA事務局より入手可能で、WAのウェブサイトからダウンロードすることができる。
ケ゛リーン		規則に適合し、競技者に利点となるものは何もない施設において、関連するすべての規則に従って達成された記録は、同じ種目であれば、屋根付きの競技場で達成された記録(例:屋根付き400mトラックや直走路で行われる競技の記録)であっても、屋外競技場で達成された記録と同じリストに記載され、統計目的で使用されることを妨げない。200m未満の屋内トラックで行われる競技の記録は、室内200mの記録に含まれる現在の慣行に変更は

		ない。

11.4	<条文番号繰り下げ>	11.4予選ラウンドで達成された記録・・・は有効なものとして扱われる。(注釈)フィールド競技で競技開始後、競技者が途中棄権
		した場合も同様に、そこまでに達成した記録は有 効なものとして扱われる。
TR14.6	トラックの内側レーン方向への最大許容傾斜度は、幅で 100 分の 1(1%)を超えないようにするべきである。走る方向への下りの傾斜は 1,000 分の1(0.1%)を超えてはならない。	トラックの内側レーン方向への最大許容傾斜度は、幅で 100 分の 1(1%)を超えないようにする。スタートラインからフィニッシュラインの間の走る方向への下りの傾斜は、どの位置であっても 1,000 分の 1(0.1%)を超えてはならない。
TR16.10	スターターもしくはリコーラーが、スタートが公正 に行われなかったと判断したときは、信号器の発射 で競技者を呼び戻さなければならない。	スターターもしくはリコーラーが、スタートが公正 に行われなかったと判断したときは、信号器を発射 するか、聞き取ることのできる適切な信号音を出 して競技者を呼び戻さなければならない。
TR17.2.1	上記妨害行為が意図的でない場合、または、競技者 による以外の方法で引き起こされた場合、審判長 は、・・・	上記妨害行為が意図 せずに引き起こされた 場合、または、競技者 以外によって 引き起こされた場合、審判長は、・・・
TR17.2	TR17.2.1 と 17.2.2 のいずれの場合においても、・・・ 完走した競技者(またはチーム)である。	TR17.2.1 と 17.2.2 のいずれの場合においても、・・・ 完走した競技者(またはチーム)である。
9 9-2		押し合い(Jostling)とは、他の競技者との物理的な接触と理解する必要があり、それによって不当な利益を得たり、他の選手にケガをさせたり、危害を加えたりすることを引き起こす行為である。
TR17.3.2	レーンで走行しない(またはレーンで走行しない箇所のある) すべてのレースにおいて・・・・走ったりしてはならない。 TR17.4 を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者または当該種目のリレー・チームは失格となる。	レーンで行わない(一部をレーンで行わない場合も含む)すべてのレースにおいて・・・走ったりしてはならない。 TR17.4を除き、競技者が本規則に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者または当該レースのリレー・チームは失格となる。
TR17.3	[国内] レーンで行う直線競走(100m、100mハードル、110 mハードル)、および 200m、400m、400mハード ル、4×100mリレーで全レーンを使用する必要が ない場合は、もっとも内側のレーンをあける方がよ い。	<移動> TR20.4 末尾へ
TR17.4	以下の場合で、それぞれ実質的な利益がなく、他の競技者を押しのけたり塞いだりして進行を妨害していなければ、失格とはならない。実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者または当該種目のリレー・チームは失格となる。 17.4.1 レースで、他の競技者に押されたり、妨害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やラインの上あるいは内側に足が入ったり走ってしまった場合。 17.4.2 直走路もしくは障害物競走の水濠に向かう迂回路の直線区間において自分のレーン外を踏んだり走ったりした場合、または、曲走路において自分のレーンの外側ラインの外側を踏んだり走ったりした場合。	つぎの場合は失格とはならない。 17.4.1 レース中に他の者や何らかの物によって押されたり、妨害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やラインの上あるいは内側に足が入ったり走ったりした場合。 17.4.2 レーンで行うレースの直走路において自分のレーン外を、もしくは障害物競走の水濠に向かう迂回路の直線区間において走路外を、踏んだり走ったりした場合。またはレーンの外側のラインを踏んだり、外側のレーンを走ったりした場合。 17.4.3 レーンで行うすべてのレース(TR17.3.1参照)の曲走路で、レーンの左側の白線や走路の境界を示す縁石または白線に1回(1歩)だけ触れた場合。 17.4.4 レーンで行わない(一部をレーンで行わない場合も含む)すべてのレース(TR17.3.2参照)の曲走路で、走路の境界を示す縁石または白線を1回(1歩)だけ踏んだり、完全に越えたり

グリーン	〔注意〕 実質的な利益とは、あらゆる方法で順位を上げることやレース中にトラックの縁石の内側に足が入ったり走ったりして、「囲まれた(ポケットされた)」 状況から抜け出すことを含む。 この注意は、特に、競技者が・・・取る必要がある。	(内側に入ったり)した場合の 他に表すでは、下ででは、下ででは、下ででは、下ででは、下でででででは、下ででででででは、下でででででででで
TR17.5.2	・・・・トラックの外側を走らなければならない。これ らは TR14.1 に記述のとおり・・・・。	···。トラックの外側を走らなければならない。 第1 グループと第2グループの走路の境界は TR14.1 に記述のとおり・・・。
TR17.8	[国際] すべての風向風速計は世界標準規格によって認証 されていなければならない。競技会で・・・。	[国際] すべての風向風速計は 国際標準規格に合わせて製 造され、調整されて いなければならない。競技会で・・・。
TR18.2	競技者の順位は、その胴体(即ちトルソーのことで、 頭、首、腕、脚、手または足とは区別される)のい ずれかの・・・。	

TR20.4	<移動> TR17.3 から	「国内」 レーンで行う直線競走(100m、100mハードル、110mハードル)、および 200m、300m、400m、300mハードル、400mハードル、4×100mリレーで全レーンを使用する必要がない場合は、もっとも内側のレーンをあける方がよい。
TR22.6.2	手や体、振り上げ脚の 上側 で、いずれかのハードル を倒すか移動させたとき。	手や体、振り上げ脚の 前側 で、いずれかのハードル を倒すか移動させたとき。
TR22.6.3	直接間接を問わず、レース中に他の競技者に影響を 与えたり妨害するような行為や他の規則に違反す る行為で、自分のレーンやそのレースの他の競技者 のレーンのハードルを倒したり移動させたりした とき。	直接間接を問わず、レース中に自分のレーンまたは他のレーンのハードルを倒したり移動させたりして、他の競技者に影響を与えたり妨害したり、他の規則に反する行為をしたとき。
TR22.6 グ*リーン	・・・・。 わかりやすい事例として、競技者が「手を使う」といっても、ハードルを駆け抜ける際に胸のそばに手があるということもある。また、「振り上げ脚の上側」は膝だけでなく、振り上げ脚の前側を意味している。 注意との関連では、・・・	…。 わかりやすい事例として、競技者が「手を使う」といっても、ハードルを駆け抜ける際に胸のそばに手があるということもある。振り上げ脚の前側には、太ももの付け根からつま先まで、脚の前向きのすべての部分が含まれる。 注意との関連では、…
TR23.2	3,000m競走は、障害物を28回と・・・障害物を置かない。競技者が最初の1周に入るまでにあるその他の周で使用される障害物は、その間、移動しておく。	3,000m競走は、障害物を 28 回と・・・を置かない。 競技者が最初の 1 周に入るまでは、それ以降の周 回で使用される障害物は事前に設置しない。
TR23.3	〔注意〕 WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、・・・障害物の間隔の調整が必要な場合がある。	〔注意〕 WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で の安全確保を目的として 、スタートラインから 最初の障害までの 距離や次の障害物までの距離を 十分に取る ため、・・・障害物の間隔の調整が必要な場合がある。
TR23.3	[国内] 2.3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の・・・・	[国内] 2. 3,000m競走では、スタート時の競技者の安全を 確保するためスタートラインから最初の・・・
TR24.5	バトンはつぎ目のない木材、または金属その他の硬い物質でつくられ、断面が丸く、滑らかで中空の管でなければならない。長さは280 mm~300 mmで、直径は40 mm(±2 mm)、重さは50g以上とする。またレースにおいて、容易に識別できる色でなければならない。 バトンの扱いは以下の通りとする。 24.6.1 競技場で行われるリレー競技ではバトンを使用しなければならず、バトンは競技中手でもち運ばなければならず、バトンは競技中手でもち運ばなければならない。 [国際] 少なくとも国際競技会定義1.1~1.3、1.6の競技会では、各バトンに番号を付し異なる色とする。また、トランスポンダーシステムを組み込んでもよい。 [注意] 可能であれば、各レーンに割り当てられたバトンの色をスタートリストに記しておくこと。 24.6.2 競技者は、バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり(TR6.4.3 で認められた以外の)何かを手に付けたりすることはできない。	ボトンは競技場内で行われる全てのリレー競技で使用され、レース中は手で持ち運ばれなければならない。国際競技会定義 1.1~1.3、1.6 の競技会では、各バトンには番号が付され、異なる色とし、トランスポンダーシステムを組込むことができる。バトンはつぎ目のない木材、または金属その他の硬い物質でつくられ、断面が丸く、滑らかで中空の管でなければならない。長さは 280 mm~300 mmで、直径は 40 mm (±2 mm)、重さは 50g 以上とする。またレースにおいて、容易に識別できる色でなければならない。競技者は、バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり、TR6.4.3 で認められた以外の何かを手に付けたりすることはできない。 「注意」 可能であれば、各レーンまたはスタート時のレーンに割り当てられたバトンの色をスタートリストに記しておく。

TR24.6	24.6.3 もしバトンを落した場合、落とした競技者がバトンを拾って継続しなければならない。この場合、競技者は距離が短くならないことを条件にバトンを拾うために自分のレーンから離れてもよい。加えて、そのような状況でバトンを落としたとき、バトンが横や進行方向(フィニッシュラインの先も含む)に転がり、拾い上げた後、競技者はバトンを落とした地点に戻ってレースを再開しなければならない。上記の手続きが適正になされ、他の競技者を妨害しない限りは、バトンを落としても失格とはならない。競技者がこれらの規則に従わなければ、そのチーム	もしバトンを落した場合、落とした競技者がバトンを拾って継続しなければならない。この場合、競技者は距離が短くならないことを条件にバトンを拾うために自分のレーンから離れてもよい。加えて、そのような状況でバトンを落としたとき、バトンが横や進行方向(フィニッシュラインの先も含む)に転がり、拾い上げた後、競技者はバトンを落とした地点に戻ってレースを再開しなければならない。上記の手続きが適正になされ、他の競技者を妨害しない限りは、バトンを落としても失格とはならない。競技者がこれらの規則に従わなければ、そのチームは失格となる。
TR24.6	は失格となる。 <移動> TR24.7 から	[注釈] パトンパスが開始され、パトンパスが完了していない状態でパトンを落とした場合には、バトンは渡し手(前走者)が拾わなくてはならない。パトンパスが完了し、受け手(後走者)が唯一の保持者となった後にバトンを落としたら、受け手が拾わなくてはならない。
TR24.7	[注釈] バトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合には、バトンは渡し手(前走者)が拾わなくてはならない。バトンパスが完了し、受け手(後走者)が唯一の保持者となった後にバトン落としたら、受け手が拾わなくてはならない。	<移動> TR24.6 △
TR24.11	リレー競技のリレー・チームの編成は、各ラウンドの第1組目の招集完了時刻の1時間前(その時間までに競技者が招集所にいなければならない時刻)までに正式に申告しなければならない。一度申告したらその後の変更は、招集完了時刻(出場する競技者が招集所から競技場所に移動を開始する時刻)までに主催者が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。	リレー競技のチームの編成は、各ラウンドの第1組の招集完了時刻の1時間前までに正式に申告しなければならない。一度申告したらその後の変更は、招集完了時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。
	ప .	「国際」 リレー競技のチームの編成は、各ラウンドの第1組 の first call time (その時間までに競技者が招集 所にいなければならない時刻)の1時間前までに 正式に申告しなければならない。一度申告したら その後の変更は、final call time (出場する競技 者が招集所から競技場所に移動を開始する時刻) までに主催者が任命した医務員の判断がない限り 認められない。各チームは申告された競技者がそ の順番で走らなければならない。 この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。
TR25.6	走高跳と棒高跳を除く・・・試技が許される。その中で上位の有効な成績を得た競技者8人には、さらに3回(競技注意事項等で規定している場合はその回数)の試技が許される。	走高跳と棒高跳を除く・・・試技が許される。その中で、 有効試技で記録を得た上位8人には、 さらに3回(競技注意事項等で規定している場合はその回数)の試技が許される。
TR25.6 ケ゛リーン	競技者が自分の意思により・・・出場できない。	競技者が自分の意思により・・・出場できない。 長さを競うフィールド競技で 8 名を超える競技者 が出場している場合、全員が3回の試技終了後、上 位記録の8名のみが4回目以降の試技を行うこと ができる。この要件として、最初の3回の試技の少 なくとも1回で、正しい跳躍または正しい投てき で結果が記録される必要がある。最初の3回の試

					技で有効な結果 あっても、4回 は、最初の3回 録された競技者	目以降の試技を 回の試技で 1 回	そ行うことが	ができるの
TR25.8	審判員は、・・・判定を再考する。			審判員は、・・・判定を再考してよい。				
TR25.16		*,==,* * , *	- 0					
グ・リーン	一方では競技者は TR26.2 の下で競技を終えなければ予選通過記録に到達するまで (TR25.12 で規定されている選手の人数に達していない限り)跳躍し続けなくてはらず、他方、・・・			一方では競技者は TR26.2 に従って 競技を終えなければ予選通過記録に到達するまで (TR25.12 で規定されている 競技者 の人数に達していない限り) 跳躍 (またはパスすることを意思表示) し続けなくてはらず、他方、・・・				
TR25.17	単独種目				単独種目			
11120.17	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
	4 人以上*	1分	1分	1分	4 人以上*	1分	1分	1分
	2~3 人	1分30秒	2 分	1分	2~3 人	1分30秒	2 分	1分
	1人	3分	5分	-	1人	3分	5分	_
	連続試技**	2分	3分	2 分	連続試技**	2分	3分	2分
	* 4 人以上ま ** 走高跳・棒 以上で、同 混成競技	高跳では、残く 一の高さの時)ている競 のみ適用す	技者が二人	混成競技			
	残っている	走高跳	棒高跳	その他	残っている	走高跳	棒高跳	その他
	競技者数	- 1	- 1 //	- 1 ()	競技者数	- 1	- A /\	- 1
	4 人以上*	1分	1分	1分	4 人以上*	1分	1分	1分
	2~3 人 1 人または	1分30秒	2分 3分	1分2分	2~3人	1分30秒	2分	1分
	連続試技**	2),	9 71	2),	1 人 連続試技**	2分 2分	3分 3分	2分
	** 残っている 跳·棒高跳 る。	たは各競技者は 対競技者数に関 では高さが変わ	係なく適	用し、走高	* 4 人以上ま ** 単独種目・ 数に関係な が変わった	たは各競技者の 混成競技とも く適用し、走 場合にも適用	の最初の試 こ、残ってい 高跳・棒高路	技 いる競技者
TR25.17	[注意] i. 試技をするために許される残り時間(試技時間)を示す時計は競技者に見えるように設置されるべきである。これに加えて試技に許される時間(試技時間)が残り15秒になった時から審判員は黄旗を挙げ続けるか、その他の方法で適切に知らせる。			る 。これに加 が残り 15 秒 旗を挙げ続け	計は競技者に えて試技に許さ こなった時から るか、その他の への視覚的な表	見えるよう なれる時間(ら、審判員(の方法で適	た設置 す 試技時間) は 通常、 黄 切に知らせ	
TR25.18	・・・。 試技のやり直しは、個々の状況に応じて適当な時間をおいてから行うものとする。試技順の変更は認めるべきではないが、試技のやり直しが認められる前に競技が先に進行した場合、やり直しの試技はその時点で終了していない他の競技者の試技よりも前に行われるべきである。			…。 試技のやり直し 状況に応じて避 する。試技のやり り競技が進行し 点で終了してい う。	i当な時間をお り直しを認める ていたら、やり かない他の競技	いてから行 前に他の 前 直しの試 者の試技。	すうものと 競技者によ 支はその時 より前に 行	
1820.8.4	第1位に関して、これらの競技者間のジャンプオフは、事前に公表された競技会で適用される競技注意事項等の中で、あるいは競技会開幕後、しかしその種目開始前に技術代表、技術代表が指名されていない場合は審判長によって、実施しないとの取り決めがない場合はTR26.9に従って行われる。当該競技者がもうこれ以上跳躍しないと決めた場合を含みジャンプオフが実施されない場合、同成績により第1位となる。			第 1 位に は、	された競技注 の、当該種目の が指名されて めがある場合 ればならない 、うこれ以上跳 ンプオフが実施	:意事項等に D競技開始前 いない場合 を除き、TF 。 S躍しないと	二特別な定 竹に技術代 合は審判長 126.9 に従 二決めた場	

MD 0.0		く分替し
TR26.9	〔国内〕助走路の幅、距離は、 第1種・第2種公認	「注釈」 ジャンプオフを行うことになったら、審判員はその準備を行う。 競技開始後、ジャンプオフを行わないとの決定ができるのは、荒天等でこれ以上競技を行うことが危険との判断を審判長がした場合のみであり、審判員がジャンプオフを行う対象となる競技者に対して、「全員がジャンプオフを行わないことを選択すれば、全員が同順位で1位になる」といったことを示唆してはならない。 競技者が自発的に申し出てきた場合にのみ、ジャンプオフを中止または終了することになる。 [国内] 助走路の幅、距離は、陸上競技場公認に関
	競技場の基本仕様および長距離競走路ならびに競 歩規程、陸上競技場公認に関する細則による。	する細則による。
TR27.4	国内〕助走路の許容傾斜度は、第1種・第2種公認競技場の基本仕様および長距離競走路ならびに競歩規程、陸上競技場公認に関する細則による。支柱間の中間点を中心とし、TR27.3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に250分の1(0.4%)を超えてはならない。着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。 [国際] 支柱間の中間点を中心とし、TR27.3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に167分の1(0.6%)を超えてはならない。着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。	[国内] 助走路の許容傾斜度は、陸上競技場公認に関する細則による。 踏切地点へ向かう助走路の最後の15mの下方の許容傾斜度は、最小幅16mと支柱台の中心から15mの半径に沿った区域は1:250(0.4%)を超えてはならない。着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。 [国際] 助走路と踏切地点の最後の15mの下方の許容傾斜度は、TR27.3で明記されている最小幅16mと支柱台の中心から15mの半径に沿った区域は1:167(0.6%)を超えてはならない。着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置する。
TR27.8	・・・。 バー止は、バーとバー止の表面が・・・ゴムや他の材 質で覆わないようにする。また、バネのようなもの も一切使用しないようにする。	…。 バー止は、バーとバー止の表面が・・・ゴムや他の材質で 覆ってはならない。 また、バネのようなものも 一切 使用してはならない 。
TR27.10	〔注意〕 支柱と着地場所との間隔は、競技者の落下時、着地 場所が動いて支柱に接触しバーが落ちるのを避け るため、少なくとも 100 mmはあけるようにする。	[注意] 支柱からの間隔を保つために、着地場所(マット)には正面の角に切り欠きを設けてもよい。 支柱と着地場所との間隔は、競技者の落下時、着地場所が動いて支柱に接触しバーが落ちるのを避けるため、少なくとも 100 mmはあけるようにする。着地場所の正面は、バーの垂直面から約 100 mm離した位置に設置する。
TR28.8	ボックス — 棒高跳の踏切は、ボックスを使って行われる。ボックスは上部の隅が丸められるか柔らかい適切な材質でつくり、助走路と同じ高さに埋める。ボックスの底面の内側は長さ 1m、・・・	ボックス — 棒高跳の踏切は、ボックスを使って行われる。ボックスは上部の隅が丸められるか柔らかい適切な材質でつくり、助走路と同じ高さに埋める。ボックスの地上部と地面の接点にすき間ができないように、全天候舗装で覆われていることが好ましい。ボックスの底面の内側は長さ1m、・・・

TR28.12	・・・・。ボックスに最も近い側の着地場所は、ボックスから $100 \text{ mm} \sim 150 \text{ mm}$ 離し、約 45 度の傾斜をつける。	・・・。ボックスに最も近い側の着地場所は、ボックスから 100 mm~150 mm離し、 45 度以上 48 度以下 の傾斜をつける。
TR29.3 ~29.5	<~2021.3.31 までの旧条項削除>	1301 C + 17 W
TR29.3	<移動>TR29.5 から・一部表現変更	[国内] 踏切地点にビデオカメラやその他の技術を用いた機器を設置しない場合は、粘土板を置いての判定を基本とする。粘土板を使用しない場合は、粘土板を設置するように施工されている部分はラバー等で窪みを埋める。
TR29.5	[国内] 踏切地点にビデオカメラやその他の技術を用いた機器が設置できない場合は、粘土板を置かなければならない。粘土板を使用しない場合は、粘土板を設置するように施工されている部分にはラバー等で窪みを埋める。 切り欠きタイプの粘土板を使用する際にも、助走路に近い縁が90度の角度となるように隅を削り取る。	<移動>一部、TR29.3 へ [国内] 切り欠きタイプの粘土板を使用する際にも、助走路 に近い縁が 90 度の角度となるように隅を削り取 る。
TR29.9	・・・・。跳躍距離は、身体のいかなる部分または着地 時に身に付けていたすべてのものが着地場所に残 した痕跡の・・・計測する。計測は・・・。	…。跳躍距離は、身体の一部または身に付けていたいずれかのものが着地場所に残した痕跡の…計測する。計測は…。
TR30.1	<~2021.3.31 までの旧条項削除>	
TR30.1.1	競技者が踏切る際、跳躍しないで走り抜けたり、あるいは跳躍の動きの中で踏切足または踏切足の靴のどこかが、踏切板または地面から離れる前に踏切線の垂直面より前に出た時。	競技者が踏切る際、跳躍しないで走り抜ける中で、 あるいは跳躍の動きの中で、踏切足または踏切足の 靴のどこかが、踏切板から離れる前に、または地面 から離れる前に、踏切線の垂直面より前に出た時。 【国内】 粘土板を使用して判定を行う際は、粘土板に痕跡 が残った時は無効試技とする。
TR32.6	・・・。サークルの縁枠の厚さは少なくとも 6 mmとし 白色とする。サークル・・・。	・・・。サークルの縁枠の厚さは少なくとも 6 mmとし、 縁枠の内側と上部は 白色とする。サークル・・・。
TR32.11	着地場所の最大許容下方傾斜度は投げる方向で 1,000 分の1とする。	着地場所の最大許容下方傾斜度は投げる方向で 1,000 分の 1 を超えてはならない。
TR32.12.2		〔注釈〕 28.96度の角度は、投てき角度を示すラインが交わる円弧の中心(スターティング・ラインから後方8mの助走路上にあるポイント)から30mの地点において15m(30m×0.50)の間隔になるようにすると、正確に設定できる。このように円弧の中心から1m離れるに従って500mmずつ増やさねばならない。
TR32.13 グ*リーン	競技者がどのように、またはどの方向からサークルに入るかについての制限はない。関連する要件は、競技者が試技を開始する前に、一旦、静止姿勢を取らなければならないということである。	競技者がどのように、またはどの方向からサークルに入るかについての制限はなく、 砲丸投の場合、サークルに入る動作中に足留材に触れることについての制限はない 。関連する要件は、競技者が試技を開始する前に、一旦、静止姿勢を取らなければならないということである。 静止姿勢とは、試技を行うためにサークルに入った競技者が、試技を開始する前に両足で同時にサークル内の地面をしっかりと踏み、縁枠の上部やサークル外側の地面に接触しない姿勢を取ることである。審判員がその様子を確認できる十分な時間を取っていることが必要である。その際、競技者の身体の他の部分である手や腕が静止している必要はない。
TR32.14.3	砲丸投で身体のどの部分でも足留材の内側(上部の 縁と判定した部分を除き)以外に触れた時。	砲丸投で身体のどの部分を問わず、足留材の内側以外の場所(足留材の上部水平面の一部と見なされる縁は内側ではない)に触れた時。

TR32.14	〔注意〕 競技者の投げた円盤やハンマーの一部が、競技者に 近い側の囲い(右利きであれば右側)に当たり、投て き物が囲いの外にある着地場所内に着地した場合 は、他の規則に違反していなければ無効試技とは見 なさない。	[注意] i 競技者の投げた円盤またはハンマーの頭部が、競技者に遠い側の囲い(着地場所に対して、右効きの競技者は左側、左利きの競技者は右側)に当たった場合は無効試技と見なす。 ii 競技者の投げた円盤やハンマーの一部が、競技者に近い側の囲い(着地場所に対して右利きの競技者であれば左側)に当たり、投てき物が囲いの境界より前方にある着地場所内に着地した場合は、TR32.10を含む他の規則に違反していなければ無効試技とは見なさない。 囲いの境界とは、囲いと門口が所定の位置にある時に、着地場所に最も近い左右の囲いまたは門口の端の間に架空の直線によって引かれるものと定義する。
TR32.20	投てきの計測は、・・・直ちに以下のとおり計測する ものとする。	投てきの計測は、・・・直ちに以下のとおり計測しなければならない。
TR33.1	砲丸は肩から片手だけで投射する。	砲丸は肩から片手だけで投射 しなければならない。
TR34.1	・・・。 円盤の両面は同一であり、くぼみや突起がなく、縁が鋭利なものであってはならない。 縁の円弧の始まるところから、円盤の中心より 25 mm~28.5 mmの円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。	…。 円盤の両面は同一であり、くぼみや突起がなく、縁が鋭利なものであってはならない。 円盤の両面は、円盤の中心から半径 25mm~28.5mm の外側のどの箇所からも、縁の円弧の始まるとこ ろまで真っすぐに傾斜させ、厚みを減じる。
TR35.1	円盤投は観衆、役員、競技者の安全を確保するため に囲いの中から投げる。	円盤投は観衆、役員、競技者の安全を確保するため に囲いの中から 投げなければならない。
TR35.5	この囲いからの円盤の投てきで、・・・安全確保のため、十分な配慮が必要である。	この囲いからの円盤の投てきで、・・・安全確保のため、十分な配慮が必要である。 [国際一注意] i.危険ゾーンの決定方法は図を参照。 ii.各競技会場では、投てき競技の囲いの構成と配置、開口部の向きを考慮して、危険ゾーンがわかる表示物を用意する。
TR37.1	ハンマー投は観衆、役員、競技者の安全を確保する ために囲いの中から投げる。	ハンマー投は観衆、役員、競技者の安全を確保する ために囲いの中から 投げなければならない。
TR37.7	この囲いからのハンマーの投てきで・・・安全確保の ため、十分な配慮が必要である。	この囲いからのハンマーの投てきで・・・安全確保のため、十分な配慮が必要である。 【国際一注意】 i.危険ゾーンの決定方法は図を参照。 ii.各競技会場では、投てき競技の囲いの構成と配置、開口部の向きを考慮して、危険ゾーンがわかる表示物を用意する。
TR39.11	現行の混成競技採点表による得点は各種目の得点 とそれまでの合計得点を各種目の終了後、 競技者に 発表しなければならない。競技者は獲得した総得点 によって順位を付けるものとする。	競技が行われる時点で有効な混成競技採点表による各種目の得点と、それまでの合計得点を各種目の終了後に発表しなければならない。競技者は獲得した総得点によって順位を付けるものとする。
TR39 〔国内〕	高等学校および中学校の正式の競技会における混成競(中学校) 1. 男子、女子とも四種競技とする。 2. 四種競技は4種目からなり、次の種目と順序で1日あるいは2日で行うこととし、TR39.6以下の規定を適用または準用する。 男子 110mハードル、砲丸投(4kg※)、走高跳、400m (※単独種目の砲丸重量とは異なる) 女子 100mハードル、走高跳、砲丸投(2kg721)、200m	高等学校および中学校の正式の競技会における混成競(中学校) 1. 男子、女子とも四種競技とする。 2. 四種競技は 4 種目からなり、1 日あるいは連続する2日間で次の順序で行うこととし、TR39.6以下の規定を適用または準用する。 <1日で実施> 男子 110mハードル、砲丸投(4kg※)、走高跳、400m (※単独種目の砲丸重量とは異なる) 女子 100mハードル、走高跳、砲丸投(2kg721)、200m

	3. 各種目の得点は混成競技採点表による。	<2日間で実施> 男子 第1日 110mハードル、砲丸投(4kg※) (※単独種目の砲丸重量とは異なる) 第2日 走高跳、400m 女子 第1日 100mハードル、走高跳 第2日 砲丸投(2kg721)、200m 3. 各種目の得点は混成競技採点表による。
TR41.3	すべてのトラック走路、助走路または踏切場所の表面は、合成物質で覆われていなければならず、その合成物質は長さ6mmのスパイク・シューズに対応できることが望ましい。その他の方法として、競技場のトラックの厚さに応じて主催者は許容されるスパイクの長さを競技者に告知する。[参照 TR5.4] 国際競技会定義・・・	すべてのトラック走路、助走路または踏切場所の表面は、 長さ6mmのスパイク・シューズに対応できる合成物質で覆われていることが望ましい。 国際競技会定義・・・
TR43.1	・・・区分される。 この縁石または白線の外側の端は、第 1 レーンの内側の端となる。 縁石または白線の内側の端は、第 1 レーンの内側ということになる。 縁石または白線の内側の端はトラック全体を通して水平でなければならず、その最大許容傾斜度は 1,000 分の 1(0.1%)とする。二つの直走路の縁石は取り除き、50 mm幅の白線で代用しても良い。	・・・区分される。 この縁石または白線の外側 (右側) の端は、第1レーンの内側の端となる。縁石または白線の内側の端はトラック全体を通して水平でなければならない。この縁石または白線は、トラックの傾斜部分の長さ全体にわたって傾斜や勾配を考慮し、傾斜面に沿って配置する。二つの直走路の縁石を取り除き、50 mm幅の白線で代用しても良い。
TR44.3	フィニッシュラインの設定条件は、距離の異なる種目であってもできる限り 1 カ所のみとし周回の直線部分におき、・・・。	フィニッシュラインは、 距離の異なる種目であってもできる限り 1 カ所 に設け、その場所は 周回の直線部分におき、・・・。
TR46	服装、競技用靴、アスリートビブス(室内)	欠番
TR52.3	室内競技場の限られた空間を考慮して、防止柵によって囲まれた場所は 34.92 度の扇形全部を含む広さでなくてもよい。次の条件はそのような制限に適用する。	室内競技場の限られた空間を考慮して、防止柵によって囲まれた場所は 34.92 度の扇形全部を含む広さでなくてもよい。そのような場合は、以下の条件を適用する。
TR52.3.1	サークルから投げる方向の側の防止柵は、男女の世界記録より 500 mm離れていればよい。	サークルから投げる方向の側の防止柵は、男女の世界記録より 最低でも 500mm離れた 場所に設置する。
TR52.3.3	扇形ラインをサークル中心から 34.92 度の角度で放射状に引いて完全なる着地場所を設けてもよいが、もう一つの方法として両側のラインを中心線に平行にしてよい。ラインを平行にするにあたっては、双方のライン間の距離は最小9mでなくてはならない。	扇形ラインをサークル中心から 34.92 度の角度で放射状に引いて 完全な着地場所を設けるか、 両側のラインを 34.92 度の扇形の中心線と平行にして設けてもよい。着地場所を示す ラインを平行にするにあたっては、 両方の ラインの 間隔は 最小 9mでなくてはならない。
TR54.1	競歩競技の標準となる距離は、室内では 3,000m、 5,000m。屋外では 5,000m、10km、10,000m、20km、 20,000m、50km、50,000m とする。	競歩競技の標準となる距離は、室内では 3,000m、5,000m。屋外では 5,000m、10km、10,000m、20km、20,000m、35km, 35,000m、50km、50,000m とする。
TR54.7.3	ペナルティゾーンは、当該大会の要項や本連盟または主催者が実施することを定めたレースで、設けなければならない。その場合、・・・ 〔注釈〕 ペナルティゾーンを行う場合には、本連盟主催競技会を除き、本連盟へ事前に申告するものとする。	本連盟または主催者が、ペナルティゾーンに関連する規則を適用するとあらかじめ大会要項等に定めたレースでは、ペナルティゾーンを設置しなければならない。その場合、・・・ 〔注釈〕 ペナルティゾーンに関連する規則を適用する場合には、本連盟主催競技会を除き、本連盟へ事前に申告するものとする。
TR54.7.3	距離(その長さを含む) 時間 5,000m・5kmまで 30秒 10,000m・10kmまで 1分 20,000m・20kmまで 2分 30,000m・30kmまで 3分 40,000m・40kmまで 4分 50,000m・50kmまで 5分	距離(その長さを含む) 時間 5,000m・5km まで 30秒 10,000m・10km まで 1分 20,000m・20km まで 2分 30,000m・30km まで 3分 35,000m・35km まで 3分30秒 40,000m・40km まで 4分 50,000m・50km まで 5分

TR54.10.5	主催者に許可された者でもコース内に入ったり、競技者を妨害したりしてはならない。許可された者が飲食物を手渡ししても良いのは、テーブルの前ではなく、後方または側方1m以内とする。	主催者は壁で囲って、テーブルを置いて、または印をつけることによって、飲食物を受取ったり選んだりできる場所を示さなければならない。 許可された者が飲食物を手渡ししても良いのは、テーブルの前ではなく、後方または側方 1m以内とする。許可された者であっても、コースの中に立ち入ったり、競技者を妨害したりしてはならない。
TR57.1	 57.1.1 マウンテンレース・トレイルレースはさまざまな種類の地形(砂地、土の道、林道、一人しか通り抜けられない森の小道、雪道等)や環境(山、森林、平原、砂漠等)で行われるが、コースは主に未舗装のオフロードで行われるが、コースの一部が舗装(アスファルト、コンクリート、砕石等)されていても構わないものの、最小限の距離に抑えられている必要がある。既存の道路や小道をできるだけ使用する。 57.1.2 マウンテンレースに関しては、舗装路面で行われるものにはいくつかの例外規定があるものの、コースに大きな高低差がある場合のみ実施可能である。 57.1.3 コース上には競技者が地図を読むような特別な技術を必要としない、容易に認識できる標識を設置しなければならない。 57.1.4 トレイルレースに関しては、距離や高低差に制限はないが、コースは自然環境に合わせて走るように設置されたものでなければならない。 	 57.1.1 マウンテンレース・トレイルレースはさまざまな種類の地形(砂地、土の道、林道、一人しか通り抜けられない森の小道、雪道等)や環境(山、森林、平原、砂漠等)で行われる。 <再編・番号見直し> 57.1.2 レースは主に未舗装のオフロードで行われるが、コースの一部が舗装(アスファルト、コンクリート、砕石等)されていても構わないものの、最小限の距離に抑えられている必要がある。既存の道路や小道をできるだけ使用する。 57.1.3 マウンテンレースに関しては、舗装路面で行われるものにはいくつかの例外規定があるものの、コースに大きな高低差がある場合のみ実施可能である。 57.1.4 コース上には、競技者が地図を読むような特別な技術を必要としない、容易に認識できる標識を設置しなければならない。トレイルレースに関しては、距離や高低差に制限はないが、コースは自然環境に合わせて走るように設置されたものでなければならない。
TR57.8	57.8.2 他の者から走るペースに関する助力を受けた。57.8.3 主催者が設置した場所以外で飲食物を受取った。57.8.4 特に定められた競技会規則(競技注意事項等)に従わなかった。	57.8.2 他の者から走るペースに関する助力を受けた。あるいは、主催者が設置した場所以外で飲食物を受取った。 57.8.3 特に定められた競技会規則(競技注意事項等)に従わなかった。